

奈良県タクシー利用型観光地づくり事業の委託について、公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年4月25日

奈良県知事 荒井 正吾

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

奈良県タクシー利用型観光地づくり事業

### (2) 業務の目的

本県への観光客の更なる誘致に向け、観光客に県内を快適に周遊していただける受入環境の充実が必要である。本業務は、タクシーを活用した新たな県内周遊を提案することで、観光客が、県内に点在する観光スポットを快適に巡り、県内での滞在時間の延長や県内消費の拡大、県内宿泊率の向上につなげることを目的として、令和3年度において、課題の検討及び観光タクシーコースの造成等を実施した。令和4年度は、昨年度検討した課題を踏まえ、魅力あるモデルコースとドライバーのもてなしにより、「観光タクシー」の利用を増加させることで、周遊・滞在型観光を推進することを目的とする。

### (3) 業務の内容

- ①事業勉強会
- ②商品造成
- ③プロモーション

### (4) 委託上限額

金 4, 496, 360円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

### (5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する奈良県タクシー利用型観光地づくり事業受託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)及び奈良県タクシー利用型観光地づくり事業委託仕様書(以下「仕様書」という。)に示すところによる。

### (6) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

## 2 応募資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止または差押えを受けていない者であること。

- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q7（④旅行業）」の登録があること。（ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする）
- (13) 国または地方公共団体（協議会等を含む）が発注した、本業務と同種または類似の業務を過去5年以内（平成29年4月1日以降の期間）に受託し、履行した実績を有すること。

### 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽や不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県観光局ならの観光力向上課

電話番号 0742-27-8051

ファクシミリ 0742-27-1065

- (2) 募集要項及び仕様書の配布

令和4年4月25日（月）から令和4年5月25日（水）15時00分までの間に、4の（1）の担当部局又はインターネットホームページ「奈良県ならの観光力向上課」から入手するものとする。

ただし、担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する祝日）を除く9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの間は除く。）とする。

(3) 参加表明書の提出

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 企画提案書等の提出

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(5) 質問の受付

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

(1) 本件業務の提案への参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 本件業務の詳細は4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。